

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ページ
◎高知県議会議員の議員報酬及び議会の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例	2

公布された条例のあらまし

◆高知県議会議員の議員報酬及び議会の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第66号）

- 1 条例改正の目的
平成25年度の1年間、時限的に減額している議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の中から選任された監査委員の報酬の月額について、地方交付税の減額による本県の財政運営への影響等を踏まえ、財政の安定を確保し、南海トラフ地震対策を推進していくため、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、追加して減額することとした。
- 2 主要な内容
平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9月間において、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の中から選任された監査委員の報酬の月額について、次のとおり追加して減額すること。

区分	高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の議員報酬及び地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の報酬の月額	平成25年6月30日時点の減額後の議員報酬及び報酬の月額	減額後の議員報酬及び報酬の月額
議会の議長	900,000円	870,000円	840,000円
議会の副議長	820,000円	800,000円	780,000円
議会の議員	770,000円	760,000円	750,000円
議会の議員の中から選任された監査委員	104,000円	103,000円	102,000円

- 3 施行期日
この条例は、平成25年7月1日から施行することとした。

条 例

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第66号

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成25年高知県条例第25号）の一部を次のように改正する。

本則中「870,000円」を「870,000円（特例期間のうち平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例加算期間」という。）にあつては、840,000円）」に、「800,000円」を「800,000円（特例加算期間にあつては、780,000円）」に、「760,000円」を「760,000円（特例加算期間にあつては、750,000円）」に、「103,000円」を「103,000円（特例加算期間にあつては、102,000円）」に改める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。